

とおり可決されました。

○議長（末次性男君） 日程第十、同第十一号については関連がありますので一括して上程いたします。

日程第十議案第二十二号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第十一議案第二十三号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

以上二案を一括して議題といたします。

本案についてはともに総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（総務委員長田村匡雄君登壇）

○総務委員長（田村匡雄君） ご指名をいただきましたので審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照
補足しての説明申上げます。

この両案は固定資産税の評価替えが三年に一回あり、本年はその評価替えの年度に当たり、固定資産税が第一回分の納期が四月一日から四月三十日までになつてゐるものと三年前と同様昭和四十八年度分に限り第一期分の納期を一月おくらせ五月一日から五月三十日まで地方税法の一部が改正されたことに伴い、当市の条例もそれと改正しようとするもので、両案とも特に発言もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしくご審議の上、総務委員会の決定どおりご可決くださるようお願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十二番（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。ただいま一括議題となつております議案第二十二、二十三号については討論を省略し委員長審査報告どおり可決せんことを望みます。

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案はともに討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第二十二号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び議案第二十三号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の二案は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（末次性男君） 日程第十二議案第二十四号福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 田村匡雄君 登壇）

○総務委員長（田村匡雄君） ご指名をいただきましたので、審査報告をいた

ます。

（議案審査直報告書朗読） 別添参照

引き続き、審査内容についてご説明申し上げます。

本条例の二十一条収入超過者の明渡努力義務の収入限度額四万六千円及び二十二条の付加使用料の算出基準を公営住宅法の施行令によって適用しようとする事と、第二十三条では使用許可を受けた日より三カ月前に収入に関する報告をするようになつてゐるものと、毎年二月二十日までに報告するよう改めようとするものであるが、福生市には百八十戸の市営住宅があり、毎年四軒から六軒程度の移動がある。この入居公募は市の事業に伴う優選入居を除き、大体二十倍から三十倍の競争率となつており、耐用年数もすでに二十年も経過してゐるものとあり、修理を計画的に進めてゐるが、将来に向つては高層化については建設費や使用料あるいは入居者の移転等に問題があり、今後の都営住宅とも考え合わせていきたいと思う。また収入が四万六千円以上の場合には明渡努力義務があるが強制明渡を行つた実例は東京都においてもその例がない。——このような説明があつたあと採決を行ないましたところ、全員異議

なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしくご審議の上、総務委員会決定のとおりご可決くださるようお願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十一番（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十四号については、討論を省略し委員会審査報告どおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛

成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第二十四号福生市営

住宅条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（末次性男君） 日程第十三議案第二十五号福生市老人福祉手当条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（厚生委員長職務代行委員 貫井喜代次君登壇）

○厚生委員長職務代行委員（貫井喜代次君） ご指名がございましたのでただいまから委員会報告をいたしますが、その報告の前に、最初にご了承をいただ

いておきたいと思っております。ご承知のように当委員会の正副委員長ともに病気で欠席されましたために委員会条例の九条第二項によりまして年長の委員といたしましては委員長職務代行であり不慣れなものでございますが、委員長の職務代行であり不慣れなものでございましていろいろと議員各位の特別のご協力をお願い申し上げなければならぬと存じます。

ものでございませう。

よろしくどうぞお願いいたします。

それでは報告いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

なおこれに対して補足説明を申し上げます。

本案の審査については担当の所長より説明を求めました。

それによると今回の改正は所得制限をはずしたことで、手当の額を引き上げたことであると、まず第二条第一項は六十五歳以上の老人で常時寝たまりの扶態またはこれに準ずる扶態にあつてその扶態が六カ月以上継続し、なおこの扶態が継続すると認められるものとするということ、また本人の前年度の所得税、市民税を課されていたものについて所得制限があったが、これが撤廃されたこと、また第三条の手当について一月三千円を五千円に引き上げたものであり四月一日から施行しようというものであるという説明に対し、質疑では、今回の措置はまことにけうこうなことであるが、手当を三千円から五千円に引き上げた財源は全額都からのものであるが市独自の増額をはかられないかということについて、近隣市

町の関係もありまた都においても市独自の上乘せは極力避りたいという指導を受けている。なおこの該当者は三十五名である——等の質疑の後採決の結果、全員一致して原案を可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞご審議の上、当委員会決定とおりご可決くださるようお願いいたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長職務代行者の審査報告は終わりました。

これより委員長職務代行者の報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十一番（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十五号については、討論を省略し委員会審査報告のとおり可決せんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とあり

可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること
に、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）　ご異議なしと認めます。よって議案第二十五号福生市
老人福祉手当条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のと
おり可決されました。

○議長（末次性男君）　日程第十四議案第二十六号福生市中小企業振興資金
融資条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長
から報告を願います。

（建設委員長高波忠君登壇）

○建設委員長（高波忠君）　ご指名がございましたので審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）　別添参照

なお本案について補足して説明を申し上げます。

まず担当課長に説明を求め、その内容は本案は過去においても緩

和についていろいろご指摘を受けているが、これらについて取扱金融機関や
融資審査会の意見を参考に改正案をまとめた。

第六条は申込者の資格として四号まであるが、それらのうち第一号で
市内に住所及び事業所を有しかつ引き続き一年以上同一場所で同一事
業を営む中小企業であることと現行条例ではなっているが、最近の当市
における状況も大形店舗の進出等により市内の企業も転換期を迎え
つつあり、今後事業者も体質改善や転業も考えられる状況となり、
この第一号中に規定する同一場所、同一事業というのを削除しようと
するもの、また第九条の償還方法において運転資金が五十万円以下
の場合十二カ月以内になつていふのを二十四カ月以内に、五十万円から百万
円までは十八カ月となつたものを三十六カ月に、設備資金については
二百万円を限度に三十六カ月以内となつていふものを百万円以下の場
合は四十八カ月、百万円以上二百万円までは六十カ月とそれぞれ改正
しようとするもので、四十七年度の実績は国における公定歩合の
引き下げ等により市中銀行の金利も低くなり、当市における制
度資金も四十六年度より若干利用額が低く二月現在で千九百三十

万円となっている。償還期間の延長により資金の回転は悪くなること
が予想されるが、四十八年度の預託金二千万円を運用できる予定
である。——この説明の後質疑に入り、利率は十二月の改定前は年八
分六厘であったが年八分に改正したい。保証人を確実な保証人なら
人でも借りられることができるようにしたいについては、融資審査会で
特に必要と認めた場合は東京信用保証協会等の保証が必要となってい
るが、現在までその例はない。また今後の経済情勢について預託金二千
万円が不足を生じないか。それに対し今後国においても小規模経営
善融資制度もできるようであり、市の資金一億円のゆくに對して四十
七年度二月末で二千五百万円の約四分の一の利用率であり、利用者
が多くなっても十分運営ができると思う。年利八%に下げられないかにつ
いては、昨年〇・六%を下げ一般の金融機関は償還期間が長ければ
利率も高くなるが、今回倍に期限を延長しているが利率は上げてい
ない。市中銀行の個人の借り入れも含まれると聞か、これにつ
いて個人の金融機関のゆくも本制度のゆくは別である。——などの質
疑があり、採決の結果、全員が原案を可決すべきものと決定した。

次第であります。

何とぞ慎重に審議の上、当委員会決定とおりご可決くださいますよう
をお願いいたしまして報告いたします。

○一番（貫井喜代次君） ただいまの報告の中の三の委員会開会月日が二と同じ
ように付託月日となっているんですけれども、これを開会月日と訂正すべ
きと思いますが、委員会付託月日の次が委員会やはり付託月日になっ
ている。印刷の間違ひじゃないかと思ひますので訂正願ひます。

○建設委員長（高波忠君） ただいま貫井議員のご指摘のとおり三の付託月日
となつておりますので訂正願ひます。

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま高波忠君から一部訂正し
たいと目の申し出がありました。これを許可することに異議ありません
か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よつて一部訂正することにつ
いては、これを許可することに決定いたしました。

以上で委員長の審査報告は終つてまいりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○十一番(伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっておりますの議案第二十六号については、討論を省略し委員会審査報告とあり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。よって議案第二十六号福生市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(末次性男君) これより十一時まで休憩いたします。

午前十時四十七分 休憩

午前十一時 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十五議案第二十八号福生市庁舎増築基金条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(総務委員長田村匡雄君登壇)

○総務委員長(田村匡雄君) ご指名をいただきましたので審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続き補足説明を申し上げます。最近における事務増量増加に伴う職員の増加により庁舎を増築するため基金条例を設け、その基金は毎年度予算で定める額を積

立てることとし、初年度の四十七年度では二千三百万円を積立てること
になっているが、四十八年度は今後の財政調整によって積立てる予定に
なっている。——等の説明があり、若干の質疑がなされたあと採決いた
したところ、全員一致で可決と決定した次第であります。

よろしくご審議の上総務委員会の決定のとおりご可決くださるよう
お願いいたしまして説明を終わります。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十一番（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十八号については、討論を
省略し委員会審査報告どおり可決されることを願います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛
成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決され

たい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第二十八号福生市庁
舎増築基金条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（末次性男君） 日程第十六議案第二十九号福生市文化財保護条例を
議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので委員長
から報告を願います。

（総務委員長 田村匡雄君登壇）

○総務委員長（田村匡雄君） ご指名をいただきましたので審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

引き続き補足して説明申し上げます。

本案審議に先立って日程第一で承認されました条例中の一部訂正が
提出され、委員会はこれを了承した上で審議いたしましたことをご

報告申し上げます。

本条例は当市における文化的遺産の保存、活用また市民の郷土認識の高揚、文化の向上に貢献することと目的とする条例であり、委員から活発な質疑があり、また文化財の指定や管理上の問題、あるいは文化財保護の認識、高揚等について意見も出され、ついで本案に対して採決をいたしましたところ、全員一致で可決と決定した次第であります。

よろしくご審議の上総務委員会への決定のとおりご可決くださるようお願いを申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

○十一番（伊東忠次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第二十九号については、討論を省略し委員会審査報告どおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よって議案第二十九号福生市文化財保護条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（末次性男君） 日程第十七議案第三十号福生市立図書館設置条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

（総務委員長田村匡雄君登壇）

○総務委員長（田村匡雄君） ご指名をいただきましたので審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続き補足して説明を申し上げます。

現在福祉社会館にある図書室を国の図書館法に基づいて市立図書館として設置しようとするもので、委員から図書館の管理運営の規定等について、また東京都の補助率、補助基準と福生の現状等の質疑があり理事者より詳細な説明がなされたあと採決いたしましたところ、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしくご審議の上、総務委員会への決定どおりご可決くださるようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○十一番(伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十号については、討論を省

略し委員会審査報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま伊東忠次郎君から所定の賛

成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。よって議案第三十号福生市立

図書館設置条例は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(末次性男君) 日程第十八議案第三十二号福生市重度心身障害者

福祉手当条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(厚生委員長職務代行委員 賀井喜代次君 登壇)

○厚生委員長職務代行委員(賀井喜代次君) ご指名がございましたので審査